

### 第三節 村政と民衆運動の展開

#### 1 訴願する村々

広がる菜種 灘目の絞油菜産地を控えた西摂農村では、その原料としての菜種や綿が盛んに栽培されていたが、その販売をめぐる争いは、すでに宝暦・明和年間ころより、農民たちの販路拡張を求める動

種訴願 ぎがあった。その後「明和の仕法」によって在方の絞り油屋仲間が公認され、菜種購入について一種の独占権を得るに及んで、その存在が菜種作農民にとって大きな問題となっていた。

文化二年（一八〇五）七月五日菟原郡一八カ村は、同郡の水車絞り油屋たちが、新たに目代や手先の者を通じて菜種を油相場よりも下値に買い取るよう申し合っていると指摘しているが、同日に菟原・武庫両郡名義で出された別の訴願でも、小前百姓がわずか二〜三斗の菜種を売るのでも油屋以外だとすぐ違法として公儀に出訴されるので困ると訴えている。

この時の農民たちの要求は「仕入銀の姿にて銀子を調達したい」というもので、いいかえれば菜種の収穫以前に前貸し銀の形で菜種を販売したい、そうすればそれを元手に夏作（表作）の肥料などの手当てができる

第三節 村政と民衆運動の展開

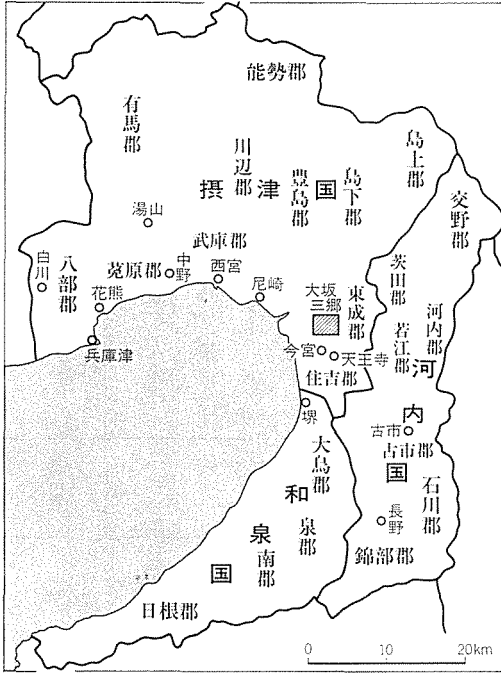


図 27 国訴関係地略図

というわけで、それが農民たちの要求の主眼であった。また小前百姓のわずか二、三斗の菜種の場合、村役人が預かって小前に銀子を調達したいという二郡村々の要求も、前貸し銀による菜種販売の容認という要求と共通しているといいたいだろう。

同様の主張は、寛政九(一七九七)十年(二七九七)の訴願でも見られたが、それは明和七年(一七七〇)の撰津・

河内・和泉三国の絞油業に関する仕法改正によって、武庫・菟原・八部三郡の菜種は在方の油屋へ販売することが定められ、油屋は従来のように農民へ前貸し銀を与えるなどの便宜を通じて菜種を確保する必要がな

くなったことに起因している。その事態がより深刻化したために、この度の訴願となったのであろう。しかしこの要求は認められず、農民たちは翌月の七日、油屋たちが目代や手先の者を仲間買いとて菜種を買い付けていることを止めさせる点に絞って、改めて出願している。

この出願では菟原郡一八村と武庫郡五六村が連合しているが、菟原郡の一八村は芦屋村・打出村から野寄村にい

たる住吉川以東の村々で、支配関係でみれば、尾崎藩と幕府代官所という支配違いの村々が含まれている。それにもかかわらず一緒にあって訴願しているのは、武庫郡同様、菜種作農民としての利害関係の共通性の強さを物語っている。このような商品作物生産者としての共通性が、このあと郡を越え、二〜三カ国規模にまで訴願を拡大させていく原動力になっていたといえる。文化二年八月二十五日、摂津・河内の二カ国五六八カ村が願い出た訴願は、その最初のものであった。

#### 摂河村々

文化二年の八月十日ころ、河内交野郡村々の間に回された廻状では「菜種の売りさばき方につ

#### の訴願

き百姓一同が難渋しているので、摂河泉三カ国が出願する予定だ」と記されており、この頃どことが中心になっていたかわからないが、摂津・河内・和泉の広い範囲で、一斉に農民が菜種訴願を行う計画のあったことが知られる。

そして確かにこの月、摂河の村々からの訴願が相次いでいる。菟原・武庫二郡の村々が二度目に出願したのは八月七日であるが、その八日後の十五日には、河内の狭山藩領二四村が出願し、その一〇日後の二十五日には摂津の川辺・豊島郡八三村、河内では山形藩領四四村が相次いで訴願し、五六八カ村の訴願となっている。これだけの規模に広がったために、訴願の内容も、菜種だけでなく同じ油の原料である綿実も取り上げられ、両方ともに「諸商人望みの者へ勝手次第に販売できるように」と拡大され、またあわせて灯油を在方の油屋から直接購入できるようにという要求も提起されている。

油購入の問題はこれまでの訴願ではなかったものだが、当時都市のみならず農家においても夜間の灯油としての需要は高く、在方の絞り油屋を通じて購入していた。ところが幕府は江戸の需要確保を優先する政策



写真 124 菜種栽培（『国産考』）

を一貫して採り、そのために原料である菜種の販路にも統制を加え、油も寛政十年の幕府令では、在方の絞り油屋からすべて大坂に集中することが指定され、その結果農民はやむなく、大坂に一度集められた油を問屋・仲買いを通じて買わなければならなくなった。当然、駄賃・口銭が掛かって高値となる。その一方で菜種や綿実の種物は、油屋仲間の申合せによって買いたたかれ、両者の価格はいたって不釣り合いとなっている。それをなんとか打開してほしいというのが、この時の訴願の趣旨である。同年八月の菟原・武庫二郡の訴願が前貸し銀による販売を求めていたことからいえば、この時の要求の主眼は大きくずれているが、訴願の規模が広域化したために、このようなこととなったのであろう。

大坂町奉行所では、この時の訴願を「容易ならざる義につき採用しがたい」として却下したが、農民たちはこのまま願い下げてしまっただけで、油屋たちがいっそう不法なことをするだろうからと、翌月の閏八月十七

日までの日延べを願っている。

ところがこの間の閏八月五日、別途に先の菟原・武庫二郡七四カ村は、油屋が新規に目代を使って、時の相場を無視して菜種を買い付けさせているため、菜種の価格が低落しているとして、そのような不法な買い付けを止めさせるよう願い出ている。この願いも閏八月十九日まで日延べさせられているが、二度目の訴願では目代・手先と唱えている者一五人を告発しており、そのかいあってか十月には灘目の

油稼ぎ仲間から、今後は目代を使つての菜種買付けはやめ、油屋が直接買うようにするとの回答を得ている。灘目の水車絞油地帯を控えるこの地域だけは、摂河二国中でも要求が際立っていたといえるだろう。

このようにして西摂の菟原・武庫二郡村々だけは、別個に独自の進展があつたが、並行して出されていた摂河二国五六八カ村の訴願は日延べにもかかわらず、その年のうちに成果を得ることができなかったようである。しかし訴願から一年以上経つた文化三年十二月、油方年行司が解散させられており、後年農民たちは、それによって菜種・綿実の販売が手広くなつたと評価しているので、遅ればせながらも一つの成果があつたというべきであらうか。

## 2 国訴の展開

文政六年 ところがそれから一七年後の文政六年（一八一三）、摂河二国の村々の大半を巻き込んで、二つの綿国訴 の大きな訴願運動が行われた。一つは大坂の三所実綿問屋に対し、実綿の自由販売を求める訴

訟で、これには一〇〇七カ村が参加し、いま一つは文化二年（一八〇五）に一度掲げられた油と種物をめぐる訴訟で、こちらには一一〇二カ村が名を連ねている。摂津の全村数が九〇一、河内が五六一、あわせて一四六二村であるから、その七〇％前後が参加したことになる。もちろん市域村々の名も、その中にある。

この時の二つの訴願は同年四月半ば、大坂近接の今宮村庄屋新左衛門ら五名の幕府領組合村惣代が、近年実綿の値段が低落しているので、その対応を協議したいとして、大坂上本町の郷宿に集まるよう呼びかけた

### 第三節 村政と民衆運動の展開



写真 125 綿栽培（『綿圃要務』）

ことに始まる。そして四月十七日摂河両国から五〇人ばかりの代表が集まり、「御料私領大参会」が大坂で催された。この集会では、実綿価格低落の原因は大坂の三所実綿問屋にあるとして、問屋が「手儘に」取り計らっている証拠を集め、なんとか実綿が手広く販売できるように提訴しようということが決められた。しかし、村によっては綿ではなく菜種を作っている場合もあり、そのような村々では、近年油屋たちが申し合わせて菜種の買入価格を踏み下げているので、それも合わせて訴え出ようということに決まった。

この時の協議を受けて、以後摂津・河内の各地で訴願の準備が進められ、一郡もしくは同じ所領かざりで惣代が選ばれた。菟原郡では中野村弥惣左衛門・熊内村幸左衛門・森村源太郎の三人が、村々から惣代に依頼されているが、この時村々から「綿、菜種・綿実の売りさばきが手狭となり、また油小売り値段も高値なので、百姓一同は難渋している。そこでこれらのことについて訴願するため、あなたがたを郡中惣代として頼むのでよろしく取り計らってほしい」との一札を入れている。このようにして実綿訴願については翌五月二十五日まず七八六村が訴訟し、二十六・七日にも二二一村が追訴、合計一〇〇七村がこの訴願に名を連ねることとなった。惣代の数は二九人に及んでいる。

訴願の中で農民たちは、摂河の村々では広範に綿作を行い、その販売銀で三分の一石代銀をはじめとする年貢銀を上納し、さらに肥料代ほかの諸経費支払いにも充てている

との状況を述べたうえで、次のように訴えている。「これまでは綿の取り入れ後、各地の商人が実綿を買い付けに農家までやってきてその買い人気が相場が自然とたっていたが、近年大坂三所実綿問屋が申し合わせて新法を立て、実綿を他国へ売ったり、船積みしたりするのは実綿問屋以外にはできないとして、それを侵した者には詫び証文とともに法外な口銭を要求している。そのため在方の商人たちはかれらの手先同様になり、他国の商人もそれを嫌って買い付けに来ない。そのため綿の値段も、かれらの思うように踏み下げられている。綿は年貢上納のうえで第一の引き当て作物であるから、このままでは年貢の上納にも影響する。これまで通りいずれへも自由に売れるようにしてほしい」というのである。

このころ油・種物訴願惣代の一人として大坂に出ていた白川村庄屋佐源治の手控えによると、当初奉行所に差し出した訴状には、三所実綿問屋の取り放ち（解勘）を要求する文言が入っていたのを、係り役人寺西弥五兵衛の指示によって削除したものに引き替えたようである。あわせてこれも寺西の指示に従って、天王寺・勝間・今宮辺りでこれまで三所問屋に取られた詫び状を五通ばかり添えて、二十七日提出している。天王寺村平野屋新兵衛が、摂津勝間村で買い受けた実綿六七本を、直接兵庫の油屋太助方に売りさばいたとして、問屋から謝罪と口銭を要求された一札は、その一つなのだろう。

一方、油・種物の訴願の方は、翌二十六日に河内三日市村五兵衛の作成した案文が、大坂に集まった惣代に示され、実際に出訴したのは六月十三日のことである。この間大坂の惣代たちから「油の問題は摂津・河内・和泉三カ国同様なので、一緒に訴願に加わるように」との打診が和泉の村々に対してなされているので、惣代たちは綿問題よりも広範な連合を組織しようとしていたことがわかる。



写真 126 綿繰り作業  
(『綿圃要務』)

このようにして二つの訴願は連携しながらも、別個の過程をたどることになった。綿訴願は六月二十八日に三所実綿問屋が奉行所に召喚されて、大坂の川内を直接船積みすることはわれわれ以外出来ないが、在方で百姓が「直売り直船積み」することは何ら支障がないと答弁している。安永元年（一七七二）に株仲間として公認された時、彼らに保証された独占権は大坂市中に限られていたので、この答弁はその原点に戻るというものであるが、それ以来徐々にその市場圏を拡大し、摂津・河内の村々における実綿の独占的購入圏を作りつつあった問屋側としては大幅な譲歩になるだろう。

いいかえれば農民側の主張が通ったことになる。その結果綿訴願は急速に終息に向かい、七月六日農民側に対し奉行所は、三所実綿問屋以外にも手広く売買してよいとの回答を示し、濟口証文を出すように指示したが、惣代たちは日延べを願って相談し、二十三日には訴状を取り下げている。

こうして綿訴願は、農民の大連合の前に三所実綿問屋仲間が譲歩する形で終結をみたが、この時農民たちは、今後同様な事態が生じ、実綿の売買に支障が生じるような事態が起これば、すぐに天王寺・今宮・勝間の三村（いずれも大阪市）に通報するようにと申し合わせている。さらに在方の綿商人たちからも、今後はどの村にも自由に買い付けに入り、決して買い場所を限定したり、値段を申し合わせるなどの不正なことはしないという証文を



取るほどの念の入れようである。

文政七年の 油と種物をめぐる訴訟の方は、このように順調にはいかなかった。文政六年六月十三日に一

#### 菜種国訴

〇〇二カ村（一一〇七村、一一七八村という史料もある）、六三人の惣代の名で出された訴状は、

(1)油は大坂油問屋―仲買いを経て買うのではなく、直接最寄りの在方油屋から時の相場をもって買いたい、  
(2)種物の販売はせつかく手広くなっていたのに、また年行司同様のものができて値段を不当に踏み下げている、(3)このように菜種の値段が低ければ、肥料の手当ても思うようにできないので、干鰯屋などに質入れできるようにしてほしい、との内容であったが、文面に不行き届きがあるととしていったん願い下げ、十八日再度願い出ている。

それに対し大坂町奉行所は、認められる点もあるが、油は摂津・河内・和泉三カ国同様であるから、和泉の村々が願い出なければ採用できないと答え、七月五日まで日延べされている。そのため惣代たちは、和泉の村々に参加を呼び掛け、さらに播磨からも参加したいとの意向が示されたが、これは結局実現せず、翌七年四月十三日、和泉の三三〇村を含めて一三〇七村（一四六〇村というものもある）が出訴した。三度目の訴訟である。

ここで農民は従来通り在方油屋からの油直接購入を求めながら、種物については先の主張と変わって種物価格が引き合うような仕法の設立を求めているが、もっとも注目されるのはこれまでと違って理由が極めて詳細に述べられている点である。たとえば種物問屋が「御用」の名の下に大坂周辺の村役人宅に押し入り帳簿を奪ったこと、今の菜種値段では栽培に要する費用（人夫代まで含めて）を賄えない、大坂の油屋で同じに買

った油でも値段にずいぶん開きがあり公正な売買とはいえない、油仲間が公認されてから三方国でおよそ二%も人口が減り耕地が荒れ菜種の作付けも減っている、などである。このうち明和年間以来五〇年間の家数・人数の減少については惣代が村々に対し実際に調査、報告するように求めているので、七年春の訴願はこのような調査を踏まえ用意周到に行われたといえよう。

そのかいあってかこの度の訴状は受理され、惣代は奉行所から、審議のうえ追って沙汰するとの回答を得ている。その回答があったのは同年十二月二十一日のことで、大坂三郷の油屋仲間を糾明し、返答書を出させたので、それについて農民側の返答をするように求められた。農民側は翌八年一月十二日に返答書を提出したが、三月四日奉行所で申し渡された判定は「小売り油を在方絞り油屋から直接購入させるのは御定法に背くので認められない」という、まったく農民の期待に沿わないものであった。やむなく農民たちは、菜種値段引き立て要求は引き続き訴願するとの決心を固め、油については訴状を取り下げている。六年六月の出願から数えて、一年九カ月が経過していた。道のりはまったく遠いといわなければならないが、すでに訴願の広がりには摂津・河内から和泉、そして今回は参加にいたらなかったけれども、播磨にまで広がろうとしており、種物や油の問題は「数万の百姓露命、相続のもとい」という地域意識を作りつつあった。

文政十年西撰 文政八年三月に訴願を取り下げた摂津・河内・和泉の農民たちのうち、西撰の武庫・菟原

三郡の訴願

・八部三郡村々では、二年後の十年閏六月、早くも菜種販売についての出願を再開した。

出願は二度にわたっており、まず閏六月十八日付けの菟原郡二三村、武庫郡四〇村の訴状では、最近また水車油稼ぎ人の名代だとして、仲買の印鑑を持たない者には菜種を買わせないと不当なことをいって、菜



写真 127 菜種訴願状 (部分)

種を買い占める者がある、このような仲買による独占は、文化二年の訴願によって禁止されているのでやめさせ、これまで通り農民と油稼ぎ人の直接売買を認めてほしいと主張している。また八部郡も加わった八月二十一日付けの訴状では、相手を住吉村の水車請負人吉田屋吉右衛門ならびに名代の者と特定したうえで、同様の内容を訴えている。農民の主張は、文化二年の時とまったく同様で、水車絞油業を控えるこの地域では、手を変え品を変え菜種の独占的買い付けを企てる者が後を絶たなかったものと思われる。

ところでこの訴願については、詳しい経緯がわかる。出訴に先立ち六月二十八日、武庫・菟原郡の惣代四名(中野村弥三左衛門、森村次左衛門、段上村五郎左衛門、西大島村弥市兵衛)は、吉田屋が仲買人を決めて一手に菜種を買い付けている問題について、彼の属する住吉村の村役人に引き合い(示談)を申し入れている。それに対し住吉村役人は、吉田屋の手元調査をして、閏六月十六日、示談に備えた返事をしたのであるが、それは惣代たちの受け入れるところとならなかったようで、ここに出訴の準備がなされる。

そして閏六月十四日、二郡惣代から、熊内・花熊・坂本・板宿・白川五村の庄屋に対し急廻状が回された。

それは、油屋仲間が名代を置いて菜種の一手買い付けを企てているのをやめさせるべく十八日出訴する予定である。ついでには各組合村の意向を、十六日までに大坂島町大和屋新兵衛方に持って来てほしい、というものであった。これを受けた灘組の村々（北野・中宮・花熊・坂本・荒田・奥平野・石井・夢野・鳥原・白川の一〇村より成る）では、奥平野村が十七日早朝惣代として出坂し、帰村後の六月十九日、花熊村から各村々に菜種の件について相談したので、二十日相生町の茶屋次兵衛方に集まるよう触れている。協議の結果、灘組では出訴に加わることを決め、その役を奥平野村に依頼している。

その後二十三日、惣代から参加の旨承知したが、いまだし不行き届きの点があり、出訴は二十七日に延びたので、その時までに出坂してほしい、また願書を回すのでご覧の上調印してもらいたい、との書状が花熊村に届けられ、同村からさらに組内各村にその旨が伝えられている。このようにして灘組村々では願書に調印し、二十八日それが花熊村から惣代中野村弥三左衛門のもとに届けられている。その時「灘組としてはあなたに頼むのでよろしく」との一文が添えられていた。

このような経緯からみると閏六月十八日にまず武庫・菟原郡だけで愁訴し、並行して八部郡へも参加の働きかけがあったが、八部郡の準備が整ったのは二十八日以後とみられるので、閏六月付け三郡名の訴状は実際には提出されたものではなく、「案文下書」ということになり、三郡村々が実際に大坂町奉行に出訴したのは、二ヵ月後の八月二十五日であった。

この間どうしてこれだけのブランクがあるのかよくわからないが、惣代たちは一度出訴したのち、日延べを願っていたのだろう。そして直接吉田屋と示談し、吉田屋の方から鑑札は引き上げるとの返事を得て、農

民側には当年中は見合わせようかとの意見も出ていた。しかし日延べが長引いては、享保年間の例のように取り上げられないこともあるというので、八月十二日急遽西宮に惣代が参会し、十八日に出訴と決め、二日前の十六日、大坂に武庫・菟原は二人、八部は一人の計五人の惣代が集まることになったのであろう。そして最終的に出願したのは八月二十五日のことで、武庫五一、菟原二二、八部一〇の合わせて八三村が名を連ねている。訴状の日付は八月二十一日で、文面は閏六月の草案と同じである。

その時、奉行所から不正の買い方について問いただされた惣代側は、翌二十六日、油稼ぎ請負人の鑑札を持ち、名代と称して菜種を買い集めている西宮綿屋吉三郎ほか一七名を、列記して提出している。それを受けて吉田屋が次に尋問され、彼はこの度の名代は、文化年間の目代と同じではないが、郡中村々が支障を訴えているのであれば、支障が生じないように熟談すると答えた。その結果奉行所から示談が勧められ、村々でも協議のうえ、九月十九日惣代たちは願書を取り下げている。しかし農民たちはその際、示談には応じることが、これまでと変わることがあればいつでも訴え出るといふ条件を強調するのを忘れてはいなかった。

**訴願の経** このように訴願が一段落した村々では、そのあと訴願運動に要した経費を精算し、村々で負担費と負担 している。これによって国訴と呼ばれる合法的な訴願運動の特質を知る手がかりが得られるので、少し考察してみよう。

文政十年の菜種訴願の場合は十月二日、西宮に三郡惣代が集まって、諸経費の精算が行われた。集計すれば表11の通りである。これによると訴願の経費の過半は、大坂・西宮などでの参会に要した費用である。大坂では町奉行所への出訴のために会合し、西宮では出訴を準備する過程で三郡の惣代が集まったのであろう。

大新などはその時の会場で、たぶん郷宿であったと思われる。小橋屋は役所の用達であるが、訴願を進めるうえで謝礼であろう。また筆耕料が支払われており、願書は清書されていたことがわかる。また後述のように会合には酒も出されており、一揆のごとく水盃を飲み交わすといった雰囲気がかげないものもおもしろい。

さてこの経費を三郡では七〇%を村高割り、三〇%を村割りにして、三郡に割り掛けている(表119)。

武庫郡の場合ではこの時の訴願に五三村が参加し、その村高合計が一万七千石(実数)であったから、高負担分が二三一匁二分、村負担分が九五匁四分となり、合わせた三二六匁六分が同郡の負担となる。

しかしこれが経費のすべてではない。八部郡灘組一〇カ村の場合は負担額四四匁二分二厘であるが、さらにこの上に惣代の出張に伴う経費(賄い代と酒代)の割賦分一八一匁四分二厘と、今回の精算費用二匁三分三厘が加わり、その合計二二七匁九分七厘が全負担額ということになる。これを惣代は二十五日までを支払うよう求めているが、あわせて「高低なく割り掛けた」と述べて公平な負担であることを強調している。経費を村割りと高割りにするのは、村の大きさに大小があり村高も不均等であったことから、その点を考慮して

表 119 文政10年(1827) 菜種訴願の経費

費 目	金 額
大坂参会経費 (いて甚・八木屋)	48.1
同 (大新)	111.34
西宮参会経費 (丹波屋五兵衛)	96.47
参会経費 (亀重)	91.5
(小 計)	347.41 (68.6%)
小橋屋礼金	32.4
同手代衆土産	8.1
八郎兵衛諸取り替え	26.2
筆耕料 (喜作)	32.4
同人賄い代	60.0
合 計	506.51 (100%)

資料：神戸大学所蔵文書

表 120 文政10年訴願経費の3郡割賦方法

郡名	高	高掛りA 100石につき 1.36匁	村数	村掛りB 1村につき 1.8匁	A + B
武庫	17,000	231.2	53	95.4	326.6
菟原	7,230	98.33	22	39.6	137.93
八部	1,928	26.22	10	18.0	44.22
合計	26,158	355.75	85	153.0	508.75

資料：神戸大学所蔵文書

の調整方法だといえるが、経費の割り掛けに関しては随分と配慮されているのがわかる。

これら三郡全体の負担として惣代から支払いを求められたものを、各郡では村々に割り掛けるのだが、その際各郡での参会や諸連絡に要した経費がさらに追加される。灘組を例にとると三郡からの負担額は、これまで立て替えてもらった利子分も含めて二九八匁九分であるが、これに六月二十三日ほか組内での会合費や連絡費に延べ一三〇匁九分を要し、それを合わせると四二九匁八分となる。これが六月から十月までの訴願運動に要した灘組の総負担額である。これを組の村高一九三五石余に割ると、一〇〇石当たり二二匁二分一厘となる。決して少なくない金額である。これらの割賦帳と共に、その支払いを十一月五日までに求めた花熊村庄屋は、書状の中で「諸費用が高みはなはだ気の毒」と述べている。

### 3 訴願と地域社会

髪結と非人番  
をめぐる訴願

ところで農民の訴願運動はこのように、綿や菜種の商品作物をめぐって何度も起こされたが、この時期、農民たちが村を挙げて打開を求めた問題はそれだけに限らなかつた。たと

えは河内古市郡（羽曳野市）では、ちょうど綿訴願が終わり翌年に菜種訴願を控えた時期の文政六年（一八二三）十一月、髪結・奉公人・柚株などについても相談したので集まるようにと呼びかけているが、それは西撰の村々でも同じであった。一見農業生産に直接かかわらない髪結などについて、村々はどのような問題を抱えていたのだろうか。

文政八年八月、菟原郡の幕府領二四カ村は、大坂市中の髪結床仲間が、村々にいる髪結たちを新たに仲間に入れようとしているとして出訴している。髪結というまでもなく髪を結い、月代を剃る今日の美容・理容の原型にあたる職業で、式亭三馬の「浮世床」が有名である。そこでは都会の専門的な髪結職が描かれているが、それに比べると農村の髪結は村々で抱えられ、村人の月代さかきも剃るが、主には歩行役（あるき）と呼ばれる村の連絡係などの諸雑用を勤め、年に二回給料として米麦の給付を受けて生計を立てている。

それがこの度髪結仲間に参加することを求められ、知らずに加入した者も出ているが、加入すれば月々銀六匁の役銀が掛かってくる。髪結ではそれが払えないから、結局村々で支払わなければならないが、村の負担が増すことになる。困難な折だからやめさせてほしい、というのが訴願の趣旨である。

これに対し大坂町奉行所は訴えを即刻受理し、昔から村方に髪結はいない、髪結は大坂三郷二〇〇軒に限るものなので、仲間からの加入引き合いは筋違いとの判断を示している。その結果農民は、すぐに願いを引き下げた。実際この頃には各地の農村にも髪結職はおり、専門的な者も発生していたと思われるが、東町奉行所は農村にそのような都会的職種があつてはならないという原則的判断を示している。

その結果農民の願意は容れられることになったが、三ヵ月後の十一月二十六日、西町奉行所に大坂髪結仲





写真 128 髪結  
(『日本名所風俗図会』)

ている者は勝手次第と、髪結職が二分されることになった。困ったのは農民たちの方で、辻六郎左衛門代官所の二八村(武庫七・菟原二)は、従来通りにもらいたいと、今度は代官役所に訴え出ている。十二月十二日のことである。

その後翌九年二月には、訴願の村数は同支配下の七三村に拡大し、河内の村々も加わっている。この時の願書によると、大坂三郷の髪結床仲間が、摂津・河内の在方髪結たちを傘下に入れようとしているのは、彼らが負担する市中の牢番屋敷人足や仲間の経費が増加したので、その分を在方の髪結に掛けようという狙いがあるからで、加入すると髪結一人に一年三六匁の加入銀を村が出さなければならぬ、そればかりか市中の床仲間から十手・取り縄などを受け、威張る者がいて村の秩序にもかかわる、だから床を構えているか否かにかかわらず、従来通りにしてほしいというのである。

間加入の調印をした村と髪結が呼び出され、奉行所はそれを認める意向を示した。奉行所が東から西にその担当が替わることによって、態度も一変している。そして翌二十七日には不調印の村々が召喚され、この件について尋問を受けた。村々は困難であるとの主張を繰り返したが、奉行所は、それでは村方の髪結が自宅で営業するのは床同様となるので止め、家々を回って髪を結うように求めている。原則ではなく、実態に則して農村の髪結を規制しようという態度に転じたのである。その結果、自宅に床を構え農民や旅人を相手にしている者は仲間に加え、農民相手に髪月代を剃っ

ところがこのような動きにもかかわらず、大勢は加入に傾き、十年六月初めには反対の訴願をしていた菟原郡二一村のうち一二村までが加入、五村が掛け合い中で、未加入は四村にすぎなくなり、さらにその月中には、全村が加入するにいたっている。

髮結をめぐる問題と並んで、この時非人番についても訴願が行われている。非人番も髮結同様村に住み、村から米・麦などの扶持を受け、村の番人として治安・警察的な業務を果たしていたが、かれらは同時にその上部組織である大坂三郷長吏仲間に役銭を支払っていた。といってもほとんどは、村からの援助によらなければならなかったが、近年その負担が増え、小さな村ではそれに耐えかねて非人番を置けなくなっている所もある、これでは困るので、なんとかその役銭を減らすようにしてほしい、というのが村々の訴願の趣旨である。

訴願の結末も、またどれほどの村々が参加したのかも不明であるが、髮結といい非人番といい、村に住むのは農民ばかりではなく、それに加えて彼らには一つの身分としての組織が村を越えて存在していたことが、農民によるこのような訴願の背景にあった。

**職人をめぐる訴願** このほか村には大工、柚・木挽職といった建築・建材関係の職業を営む者もあり、文政七年につまり菜種訴願が準備されていた頃に並行して、撰河の村々が協議を始めていた問題で、八月五日出願している。

訴願の趣旨は、柚職たちが、台伐り・雁頭鋸の使用を自分たちだけに限定されたいという申請をしたこと

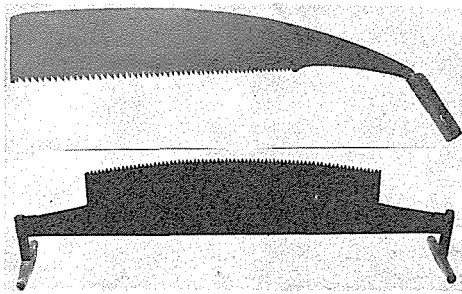


写真 129 雁頭鋸(上)・台伐り(下)

に対し、農民たちがそれでは困るので従来通りにしてほしいと出願したものである。これには摂津・河内では六五五村が結集している。綿や菜種ほどではないが、かなりの規模の訴願だといっていいだろう。出願の結果は不明であるが、台伐り・雁頭鋸が専門の杣職だけでなく、農村社会でも広く使われていたことが、このような訴願の背景としてあるのだろう。同じような問題が西摂では、弘化三年(一八四六)にも起こっている。その発端は火災にあった江戸城復興のため、幕府が全国の諸藩に協力を求め、諸藩がそれを村々に御用金として賦課し、それに応えようとしたことにある。この時藩領の三条村(芦屋市)などは、村持ちの山林から樹木を伐り出し販売することで、その費用を賄おうと考えた。

ところがその頃、農民が自分の用として柴・薪などを伐るのに、よき・鋸を使うことに対し、杣職たちが「素人がよき・鋸を使うのは不当である、使用するならば口銭を払え」と言い張り、農民との間で問題となっていた。したがってこの度も農民が伐採すれば、かならず口銭を請求してくるであろうとして、中野村など郡家組九カ村は村々で申し合わせ、もし杣職たちが差し止めに来たら彼らと争論を起こす。しかし経費はその村だけでなく、組全体として負担することにしようとして決めている。弘化三年春のことである。

そして伐り出しを始めた頃、案の定西宮の杣職が抗議にやって来て争論となり、杣職は上部組織である大工頭中井家を通じて大坂町奉行所に訴え

出たのである。結果は農民側の主張が認められ、よき・鋸の使用は自由とされている。ところが皮肉なこと  
に今度は九カ村の間で、その時の費用も含めて、約束通り出さない村があるとして争論になっている。村々  
の連合は大きな力を發揮する反面、内部の結束には新たな問題も持ち込んでいるのである。

廻在者を  
村を巡る人々の処遇という問題にも、村々は連合して訴願を行った。市域を含む菟原・八部郡  
めぐって  
の村々は、西国街道筋に当たっていたため村を巡る廻在者も多かった。辻代官所管下の菟原郡

二一村は、同郡の尼崎藩領一九村とともに文政十三年二月、次のように訴願している。

われわれの村々は兵庫・西宮に近く、村にやって来る虚無僧が多い、かれらは笛も吹かず、突然村役人に  
一夜の宿を乞い、断られると色々の悪口や難題を言い張り、理不尽に宿銭をねだる。そこで少しでも与える  
と、さらに無心合力を求める始末である。また村にある米搗き水車場へもやってきて施し米を求め、少なけ  
れば尺八で叩く者もいる。こうした不法な行いを取り締まってほしい。

それに対し奉行所は、困ったことであるが証拠がないと糾明できないと証拠の提出を求めたが、村々ほど  
うしたわけがすぐに願書を引き下げている。

また座頭も当時は村々を回っていた。近世では視力に障害のあった人々は座頭として、当道座とよばれる  
仲間組織に属し、各地の座頭はその仲間組織によって生活の保護と規制を受けていた。そして座頭組織ごと  
に勸進場という決められた範囲があり、その村々を勸進して回り、また村人から祝儀・布施などを受け取っ  
た。

ところが、近世後期には経済的に豊かな地域を目指して他国から流れこむ座頭も多くなり、その結果村人



写真 130 虚無僧の本寺京都明暗寺

に祝儀などを強要することも目立ったようである。その現れとして天保九年（一八三八）十一月菟原・八部両郡の村々では、領主である谷町代官所に座頭廻在についてその規制を願ひ出ている。

それによると摂津菟原郡の住吉川より西、八部郡西須磨村までは、兵庫の座元鶯の市・榊の市兩名の勸進場に当たり、これらの村々ではこれまで、村人の祝儀や布施物を取りまとめ兵庫の座元に渡してきたが、最近には村内の小前百姓のところまで多勢で押しかけ、布施を無理強ひし、さらには食事や湯茶をねだり、断れば悪口を言うというのである。この出願は兵庫出役宮部孫八郎のもとで聞き届けられ、座元兩名に対し、以後このようなことのないように厳しく言い渡されている。

翌十年八月谷町代官所管下の村々は、先の二郡に武庫郡を加えて、村々を回る諸勸化について再びその取締りを出願している。今度は、(1)幕府の許可を得ている勸化のほか、諸寺社の名目を借りたさまざまな勸化や京都の宮家の名をかたる薬・守札売りが横行している、(2)虚無僧はそれぞれの留場に立ち入り、宿を求め合力を強いている、(3)座頭や浪人も同様で、ねだりがましい行為が目にあふると村を巡る人々がそろって取り上げられ、それらを御触によって禁じてほしいと願っている。

留場とは、座頭の勸進場に相当するもので、それぞれ虚無僧にも廻在できる村が決められており、その布施も村でまとめて、虚無僧の本寺である京都の明暗寺に渡すことになっていたのに、虚無僧がそれを無視し

て直接、留場の村々にまで布施を求めにやって来るようになったことが問題視されている。その意味で先述の座頭と共通する問題といえよう。

このような農民の訴願に対し代官所は、一通り耳は傾けるものの、旧来の幕府令を繰り返し流すだけで何ら実行性のある施策はもたなかった。そこで村々はこの後協定し、地域管理することで打開の道を探るようになる。